

平成23年7月24日までにテレビは
地上デジタル放送へ完全移行します
地上デジタル放送の準備はお済みですか

現在のテレビ（地上波アナログ）放送は、平成23年（2011）7月24日で終了し、地上デジタル放送（通称「地デジ」）に完全移行します。地デジに関する説明会を次の通り総務省テレビ受信者支援センターが行います。会場では、皆さんの住宅で地デジを受信するための具体的な質問・ご相談にも応じます。※説明会に参加できない方への戸別訪問も行っていますのでご利用ください。

どうして地デジ化するの？
テレビ放送や通信などで使われている電波は無制限ではなく、ある一定の周波数に限られています。現在、日本では携帯電話などの普及などによって、使える周波数に余裕がなく、すき間のないほど過密に使用されています。地デジ化により、電波に余裕が生まれ、防災や交通事故防止、携帯電話など色々な分野で有効的に利用することが可能となります。

地デジ説明会 会場一覧		
開催日	会場	開始時間
3月1日(月)	田牛集会所	10:30
	下大沢集会所	14:30
3月2日(火)	下田市民文化会館	①10:30
		②14:00
3月3日(水)	中公民館	10:30
	本郷公民館	14:00
3月4日(木)	道の駅開国下田みなと	10:30
	柿崎公民館	14:00
3月5日(金)	河内公会堂	10:30
	蓮台寺公会堂	14:00
3月8日(月)	朝日公民館	10:30
	大賀茂区公会堂	14:00
3月9日(火)	基幹集落センター	10:30
	横川諏訪神社	14:00
3月10日(水)	須崎漁民会館	10:30
	白浜公民館	14:00

下田の観光情報を的確に紹介しよう！
おもてなしプログラム参加者募集

下田市及び下田市観光協会では、観光接客員のための接遇研修として、「下田おもてなしプログラム」を開催しています。

「下田おもてなしプログラム」は、下田市及び南伊豆周辺地域の観光情報を知ってもらうための接遇研修です。

歴史、自然、温泉、文化、景観など、この地域はたくさんの観光資源であふれています。しかし、いくら素晴らしい資源を持つていたとしても、その情報が相手に伝わらなければ、何の意味にもなりません。その価値や魅力を十分に相手に理解してもらうためには、伝える側の知識と技術が必要です。

チラシやガイドブックなどの情報だけでは十分に伝わらない地域の魅力を、接客員自身が見て、感じ、理解して相



ハーバーミュージアムでの説明



黒船来航当時の資料説明(了仙寺)

手に伝えることこそが、その地域の観光地としての能力を格段に向上させることにつながります。

「下田おもてなしプログラム」では、日々変化する「今の下田の観光」に触れていたとき、参加者の皆さんに、下田の魅力の「語り手」となってもらうことを目的としています。

本来は観光業に従事している方々を対象としていますが、一般の皆様にも、ぜひこの研修にご参加いただき、知っていただくようにならなかつた地元・下田の観光を再発見していただきたいと思えます。

経済的に困窮度が高い世帯等にはチューナーを無償給付
経済的な理由で地上デジタル放送を受信できない方への支援として簡易なチューナーの無償給付、アンテナ工事などの助成を行います。

対象者 NHK受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉施設入所者をいい、災害被災者を除きます）
悪質商法にご注意！
テレビ調査会社やアンテナ工事業者を装って、地上デジタル放送を受信するための費用を不正に請求する、工事の勧誘を行うなど、悪質商法による被害がおきています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

地デジに関する問合せ先
総務省地デジコールセンター
☎0570-1071010101
説明会・戸別訪問の問合せ先
総務省静岡県テレビ受信者支援センター
☎054-65410211
問合せ先 企画財政課電算管理業務担当 ☎223921

下田おもてなしプログラム

開催日時 2月10日(水)・3月23日(火)両日も8時45分～午後4時
集合場所 道の駅開国下田みなと4階会議室3

研修内容 接客に関する講習及び市内外の観光行事・観光施設等を見学します。
・下田観光ミニ検定
・講習会(おもてなしについて)
・観光施設など見学(ハーバーミュージアム、了仙寺、玉泉寺、上原近代美術館、上原仏教美術館など)
※見学施設は変更の場合あり。
また、2月10日は「南の桜と菜の花まつり」、3月23日は「風の花祭り」を見学予定です。

参加費 無料
※ただし昼食は各自負担。特典付まちあるきガイドマップ掲載店を利用していただきます。
申込締切 両日も開催日前日まで受付可能です。
※ただし定員25名に達し次第終了といたします。
その他 市外にお住まいの方の参加も可能です。
申込・問合せ先
観光交流課観光戦略係
☎223913

皆さんへ
認知症サポーターになりませんか

認知症とは、何らかの原因で記憶・判断力などに障害が起き、日常生活に支障が出るような状態をいいます。現在85歳以上の方では4人に1人の割合で認知症の症状がでるといわれており、誰もがなる可能性のある病気です。

ので、興味のある方は、是非ご連絡ください。
養成講座を開催します
日時 3月10日(水)
午後1時30分～3時
場所 市民文化会館小ホール
対象 下田市在住の方
定員 50名程度(参加費無料)
内容 講座概要

何か特別なことをやっていたり、ただくものではありません。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、その家族の応援者として、自分のできる範囲で活動します。学んだ知識を友人や家族に伝えることなども、サポーターの活動です。
養成講座について
養成講座は、専門の研修を受けキャラバンメイトとして登録した者が講師として講義を行います。「一般市民向け」のほか「スパーマーケット向け」「金融機関向け」の教材での講演も可能です。小・中・高校の学習の一環として、地域での集会や職場での研修として、無料で講演いたします

・認知症サポーターにできること
・認知症の予防について
申込 参加を希望される方は、前日までにご連絡ください。
その他 「認知症を予防する食事」コーナーも開設します。
終了後、認知症サポーターのシンボルグッズ「オレンジリング」を差し上げます。
申込・問合せ先
地域包括支援センター(健康増進課内) ☎22077

市役所から
いっしょには
vol.18

固定資産税を知ってください
市税の約半分

固定資産税は市税の約半分以上を占め、他の市税とともに、福祉・救急・ごみ収集など基礎的な行政サービスを提供する下田市を支える基幹税目として、重要な役割を果たしています。

課税される固定資産とは
下田市が現況を判断し評価をする「土地」「家屋」、所有者の皆さまの申告により評価をする「償却資産(土地・家屋以外の事業用資産)」が固定資産税となります。

私は主に家屋に関する業務を担当しています。その業務の中でも新築家屋の調査について紹介します。

新築家屋の調査は1月2日から翌年1月1日の間に建築された家屋の評価額を決めるために行います。調査内容は、対象の家屋へ伺い、その家屋の屋根や壁などに使用している資材の種類、また電気設備や給排水設備の個数などの確認をします。これらの調査結



(税務課 藤井茂雅)

果を基に、対象となる家屋を国の基準に従って建てた場合の金額を算出し、この金額から評価額を決定し、課税をしています。家屋調査につきましては、所有者の皆さまのご協力が不可欠です。よろしくお願ひします。
お間違ひなく
固定資産税の課税は1月1日時点で固定資産をお持ちの方へ課税します。そのため、1月2日以降に売却・相続等の所有権移転をされても、課税は旧所有者へされます。また、1月2日以降に家屋を取壊した場合は、課税となりませんが、家屋を新築された場合には1年間課税されません。
ご理解ご協力をお願いします
土地、家屋の評価は現況確認をするため、皆さまの所有地などへ伺うことがあります。また、償却資産の評価は事業者さまからの申告が必要です。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。